

内部統制システム整備の基本方針

本法人は、2025年3月18日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 寄附行為及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ② 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び寄附行為細則に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ③ 常任理事会は、理事会で定める重要事項以外で、理事会から委任された学園の日常業務的な事項について審議し、決定する。また、理事会に提案する議題、議案を協議し、決定する。

2. リスク管理に関する体制

- ① 「リスク管理規程」を整備し、リスク対応方法等を明確にした上、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築するものとする。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び教職員の職務の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス規程」を定める。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。
- ② 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ③ 理事及び教職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
- ④ 理事又は教職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事及び監事に報告する。
- ⑤ 理事又は教職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑥ 監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執

行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑦ 本法人は以上の監査環境の整備について、「監事監査規程」に定めるものとし、同規定の改廃については監事と協議を行うものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

以上

＜内部統制システム整備の基本方針に関わる根拠法令＞

私立学校法

（理事会の職務等）

第三十六条 理事会は、全ての理事で組織する。

3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。

五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

私立学校法施行規則

（学校法人の業務の適正を確保するための体制）

第十三条 法第三十六条第三項第五号（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
- 五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

以上